

犯罪被害者等見舞金支給事業について

○目 的 犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対し、犯罪被害によって 生じる経済的な負担を軽減できるよう、見舞金を支給します。

○事業概要

種別	遺族見舞金	重傷病見舞金
概要	犯罪行為により 死亡 した	犯罪行為により 重傷病* 1を
	被害者の遺族に対し支給	負った被害者に対し支給
金額	30万円	10万円
対象者	遺族(配偶者**2、子、父母、	被害者本人
	孫、祖父母、兄弟姉妹)	
	犯罪行為が発生したときに県内に住所を有し、かつ、見舞金申	
	請時に本市に住所を有する者	
対象の	刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為、	
犯罪行為	かつ、警察に被害が認知された犯罪行為であること	
	⇒主な想定行為: 殺人、傷害、強制わいせつ、危険運転致死傷	
	等の故意の犯罪行為	
	※正当防衛や過失による行為等を除く	
	※原則、見舞金申請日の 1年以内 に発生した犯罪行為であること	
	(やむを得ない理由が認められる場合、その理由がなくなった日か	
	ら6か月以内に申請)	
	※令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象	

※1 療養期間が1か月以上、かつ、

(身体的な負傷・疾病) 通算3日以上の入院

(精神疾患)通算3日以上労務に服すことができない と医師に診断されたもの

※2 事実婚関係にあった者や本市パートナーシップ宣誓制度に基づきパートナーシップ宣誓 を行った者を含む

〇受付開始 令和3年9月1日から

【参考】犯罪被害者等への見舞金支給事業について

- ・県内では本市が初めての実施となります。
- ・全国では386市町村(令和3年4月1日現在)で実施されています。

お問い合わせ先 新潟市市民生活課安心・安全推進室 担当:大森、早川 電話:025-226-1113(直通)